調達管理番号・案件名
26a00642_東ティモール国産業開発政策実施能力強化プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2026年10月20日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	カウンターパートの日当・宿泊・交通費等の旅費規程	プロジェクト活動に伴う移動等に際し、カウンターパートに日当・宿泊費・交通費等を支給する場合、その支給基準は政府規定に沿ってプロジェクトで独自に設定することになるのでしょうか。それとも、JICA東ティモール事務所の内規に基づき設定・支給することになりますでしょうか。 後者の場合、積算時の参考に、事務所規定をご共有いただくことは可能でしょうか。	カウンターパートへの日当・宿泊費・交通費等の支給が必要となる場合には、東ティモール政府の規定ではなく、JICAの関連規程及び現地事務所の運用に基づき取り扱うことを想定しています。 ただし、本企画競争説明書において、これらの支給を前提とした積算は求めていません。また、JICA東ティモール事務所の運用規程について、企画競争時点での共有は予定していません。活動開始後に負担の必要が生じれば、カウンターパート、JICAと議論の上で契約変更等の対応を検討します。
2	8	第2章、【2】3条、(1)	「そのため受注者は、事業成果の創出のみならず、政策の計画、調整、実施、モニタリング及び評価に係る一連の業務プロセスをMCI及び関係機関が主体的に遂行できるよう能力強化を図る。」この事業成果の創出とは何を指していますでしょうか。本事業の目的が「産業政策実施能力の強化」とした場合、この「事業成果の創出」とは、例えば、「効果的なBDSを実施した」というものでしょうか。補記いただけると幸いです。	「事業成果の創出」とは、例えばパイロットBDS活動の実施を通じて、MSME支援に有効なBDSの内容や提供方式、実施体制等に関する成果・教訓を得ることを含みます。一方で、本事業の主目的はBDSの提供そのものではなく、MCI及び関係機関がBDSの企画、実施、モニタリング及び改善を継続的に行う能力を強化することにあります。したがって、受注者には、個別活動の成果創出に加え、その成果や教訓を制度・手続き・組織能力の強化へつなげることを期待しています。
3	10	(7)現地リソース及びBDS提供主体の活用	本プロジェクトの実施機関(C/P機関)がMCIであること、また一般的には予算を所管する機関が当該予算を用いた支援活動の実施責任を負うと考えられることに加え、p10の「成果3におけるパイロットBDS活動については、MCIが対象分野、対象企業及び実施方針を決定する体制の構築を支援する」との記載を踏まえると、本案件で実施するパイロットBDS活動は、MCIのAAP及び予算に基づき実施されるとの理解でよいでしょうか。	AAPとの整合性を確保した上で実施することを想定していますが、パイロットBDS活動の財源を一律にMCI予算とすることを前提としているものではありません。 パイロットBDS活動については、政府直営型と民間再委託型の双方を想定しています。 政府直営型については、MCI又はIADEが主体となって実施することを想定しており、MCIが実施しているMSME支援活動や、IADEが提供している既存のBDSや関連する支援の経験・仕組みを活用しながら、NAPMI及びAAPとの整合性を確保して実施することを想定しています。受注者は、その実施能力の強化を支援することを想定しています。 一方、民間再委託型については、現地BDS事業者、NGO、研修機関等への再委託により実施することを想定しており、見積対象としている定額計上経費を活用することを想定しています。

4	10	(7)現地リソース及びBDS提供主体の活用、等	本文中では一貫して「対象分野」との記載がありますが、脚注では「対象産業」及び「対象分野」の双方が用いられています。企画競争説明書において、「対象分野」は全て「対象産業」と同義の概念として扱われているとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。本企画競争説明書において、「対象分野」と「対象産業」を異なる概念として使い分けることは意図しておらず、いずれもNAPMIとの整合性を踏まえパイロットBDS活動の対象として選定される産業領域を指しています。
5	11	第2章、【2】4条 2.	脚注2～8では、それぞれ、提案が求められています。一方、提案を求める事項は4つです。対応が理解しづらいため、提案を求める事項と脚注の対応をご教示いただけませんでしょうか。対応がない場合には、脚注と、提案を求める事項は、別々で対応することが求められていると理解すればよろしいでしょうか。	脚注2～8は、主として第4条2.(1)の各活動において提案を求める具体的な観点を補足するものであり、提案を求める事項(4項目)と脚注が一対一対応するものではありません。 提案を求める事項との主な対応関係としては、No.1は脚注2・3・5、No.2は脚注4・5、No.3は脚注6・8、No.4は脚注7が関連します。 特に脚注5は、政府直営型及び民間再委託型の活動数や組合せに関する提案を求めるものであり、No.1及びNo.2の双方に関連する観点です。 このため、プロポーザル作成に当たっては、「提案を求める事項」を中心に記載いただきつつ、関連する脚注に記載された観点も踏まえて提案いただくことを想定しています。
6	11	第2章、【2】4条 2. 脚注2と3	脚注2の「NAPMI及びAAPとの整合性を確保しつつ、政策実施能力強化に資するパイロットBDS活動をどのような基準及び手順で選定して実施するか提案すること。また、対象産業、対象地域、BDS手法及び実施 主体の選定方法について提案するとともに、パイロット活動を通じて得られた教訓を、MCI及び関係機関による今後のBDS施策の企画・実施能力向上にどのように活用するか提案すること。」における「パイロットBDS活動をどのような基準及び手順で選定して実施する」と、脚注3の「プロポーザルにおいて、対象分野及びパイロットを選定するための基準、情報収集方法、候補案件の絞り込み手順並びにMCI、IADEその他関係機関の参画方法を提案すること。」の「パイロットを選定するための基準、情報収集方法、候補案件 の絞り込み」は違うことを指していますでしょうか。違う場合には、その違いについてご説明ください。	脚注2と脚注3は別の内容を求めているものではありません。脚注2がパイロットBDS活動の選定・実施アプローチ全体を指すのに対し、脚注3はそのうち選定プロセスの具体的な観点を補足したものです。したがって、脚注3は脚注2を具体化したものとしてご理解ください。
7	12	企画競争説明書(12頁) 第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2. 本業務に係る事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ② 成果2に関わる活動 及び 配布資料:「東ティモール民主共和国産業政策実施能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」(21頁) 第3章 プロジェクトの基本計画 3-1-2 プロジェクトの上位目標・目標・成果・活動内容 (3)成果と活動	「プロジェクト詳細計画策定調査報告書」に記載の「成果2:NAPMI実施に係る計画策定能力が強化される」の指標(NAPMIで重点が置かれている行動計画のXX%が、各省庁および関連機関のAAPに組み込まれている)、と活動2-2(及び2-1)の関係性が読み取り難く、補足説明をいただくことは可能でしょうか。 活動2-2「NAPMIに基づくMSME振興施策に必要なBDS、人材、予算を特定し、AAPへ統合する」とありますが、指標のNAPMIの行動計画(=21の提案施策と理解します)は一部を除いてMSME振興政策に必要なBDSや人材の強化や整備について述べているように見受けられないところ、質問する次第です。	本案件では、NAPMIの行動計画のうち、特にMSME振興及びBDSに関連する施策を重点的な支援対象として想定しています。NAPMIには「Business Information」の行動として、BDSを提供する公的機関の体制整備及び人材育成が位置付けられており、本活動2-2はこれらの施策をAAPへ反映していくことを念頭に置いています。 したがって、活動2-2はNAPMI全体の全ての行動計画を対象とするものではなく、本案件の対象領域であるMSME振興及びBDS関連施策についてAAPへの反映を支援する活動として想定しています。

8	12	企画競争説明書（12頁） 第2章 特記仕様書（案） 第4条 業務の内容 2. 本業務に係る事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ② 成果2に関わる活動	企画競争説明書では、成果2に係る活動は「成果3の活動の前後で実施する想定」とありますが、成果2のうち活動2-2「NAPMIに基づくMSME振興施策に必要なBDS、人材、予算を特定し、AAPへ統合する」は、成果3に係る活動のうち活動3-3「パイロット活動の実施」に着手した以降を目安とした取り組みでしょうか。	活動2-2については、成果3の活動3-3「パイロット活動の実施」の開始後にのみ着手することを想定しているものではありません。活動2-2は、NAPMIに基づくMSME振興施策に必要なBDS、人材及び予算を特定しAAPへ統合するための取組であり、成果3の活動と相互に関連しながら進めることを想定しています。 なお、パイロット活動を通じて得られる知見や教訓は、活動2-2におけるAAPへの統合検討にも活用されることを想定しています。
9	12	脚注2	脚注2は本文中の2か所から参照されていますが、これは意図的なものでしょうか。あるいは、本来は別の脚注が付される想定であり、脚注の記載が1つ欠落しているのでしょうか。	ご指摘の脚注2は、「提案を求める事項」のNo.1に対応する提案事項として、関連する複数箇所から参照しているものです。脚注の欠落ではありません。
10	12	活動2-2	MCI及びIADEはそれぞれ事業計画（AAP）及び予算を有しているものと理解しています。本業務において支援するAAPへの反映・統合については、MCIのAAPを対象とするとの理解でよいでしょうか。	本案件におけるAAPへの反映・統合は、MCIのAAPのみに限定することを意図したものではありません。成果2の指標に記載のとおり、NAPMIの実施に関係する省庁及び関係機関のAAPへの反映を想定しています。 このため、具体的な施策内容や実施主体に応じて、MCIに加え、IADEその他関係機関のAAPも対象となり得ます。
11	12	③成果3に関わる活動	政府直営型と民間再委託型の比較を行うことから、2類型のパイロット活動間で支援期間、支援回数等の基本的な設計条件を可能な限り統一した上で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	政府直営型及び民間再委託型のパイロットBDS活動については、それぞれの特徴、実施上の課題及び有効性を検証することを想定しています。一方で、両類型のパイロット活動について、支援期間、支援回数等の設計条件を統一することを求めるものではありません。 具体的な活動設計については、対象分野、対象企業及びBDS内容等を踏まえ、案件目的の達成に資する形で提案いただくことを想定しています。
12	13	③成果3に関わる活動	BDSパイロット活動は2～4件程度とされていますが、「1件」は一つのBDSプログラム・支援テーマ、対象産業・サブセクター、又は対象企業・企業グループのいずれを単位として想定されていますでしょうか。また、1件の中で複数企業を対象とすることは可能でしょうか。	企画競争説明書における「1件」は、必ずしも個別企業を単位とするものではなく、対象分野、支援テーマ、対象企業群等を踏まえた一連のパイロットBDS活動を想定しています。 したがって、1件のパイロット活動の中で複数企業を対象とすることも可能です。具体的な対象範囲や実施方法については、案件目的の達成に資する観点から提案いただくことを想定しています。

13	13	第2章、【2】4条 2. 脚注5	脚注5「予算規模、対象産業、対象企業数、支援内容、支援量、実施期間及び評価可能性を踏まえ、各方式の活動数及び組合せをプロポーザルにて提案すること。」は、どの提案をもとめる事項にいれこむことを想定していますでしょうか。または、追加の「提案を求める事項」となりますでしょうか。	脚注5は追加の「提案を求める事項」を設定するものではありません。位置付けについては質問番号5の回答のとおり、No.1及びNo.2に関連する観点として整理いただくことを想定しています。
14	14	民間再委託型の機能分担表	民間再委託型の機能分担表において、「企業診断・BDS提供」に関するIADEの機能として記載されている「調整・確認」のうち、「調整」とは具体的にどのような業務を指すのでしょうか。	民間再委託型におけるIADEの「調整」は、BDS提供主体、対象企業、MCIその他関係機関との間で、対象企業の選定、活動日程、実施方針等に関する連絡・協議・調整を行う役割を想定しています。 なお、具体的な調整内容については、対象とするBDS活動の内容に応じてプロジェクト開始後に整理することを想定しています。
15	15	③成果3に関わる活動	成果3及び成果4で策定するSOPについて、MCI・IADE等の内部規程として正式な承認を得ることまでを想定されていますでしょうか。	成果3及び成果4で策定するSOPについては、MCI・IADE等の内部規程として正式な承認を得ることを目指すことを想定しています。 なお、2027年の大統領選挙及び2028年の国民議会選挙後には政策方針や組織体制等が変更される可能性があるため、可能な限り選挙前までの承認取得を見据えた活動計画とすることを推奨します。
16	21	第6条　再委託	民間再委託型パイロットにおけるBDS提供業務の仕様として「企業診断補助」との記載がありますが、「企業診断補助」とは具体的にどのような業務を想定しているのでしょうか。	「企業診断補助」とは、再委託を受けた企業・団体が企業診断の実施を支援するために行う補助的業務を指します。具体的には、対象企業に関する情報収集、企業との連絡調整、ヒアリング等の企業診断実施支援などが想定されますが、業務内容は対象企業及びBDS活動の内容に応じて異なります。
17	26	案件概要表 4. 事業の枠組み (1)上位目標	上位目標の指標に「MCIのBDSプログラムの支援を受け、産業開発政策や行動計画に沿った実務(品質管理、食品安全、財務管理、女性雇用促進等)を実施するMSMEs数が増加する。(目標値はベースライン調査にて決定。)」とありますが、BDSでは「品質管理、食品安全、財務管理、女性雇用促進等」が求められているのでしょうか？もしくは、プロポーザル[龍笠2.1][峰A2.2]でこれ以外の分野も提案可能でしょうか。	上位目標の指標に記載した「品質管理、食品安全、財務管理、女性雇用促進等」は、NAPMI及び関連文書で取り上げられている課題・取組を踏まえた例示であり、BDSの対象分野を当該事項に限定する趣旨ではありません。 BDSの具体的な支援内容については、NAPMIとの整合性、対象産業・対象企業のニーズ及びパイロット活動の目的を踏まえて提案いただくことを想定しており、上記以外の分野についても提案可能です。
18	37	(4)定額計上について	民間再委託型BDSに係る定額計上について、対象分野や専門性に応じ、定額の範囲内で複数の現地法人等との再委託契約に分けて実施することは可能でしょうか。	可能です。

以上